

平成29年3月26日

公益社団法人広島県薬剤師会補欠の代議員選挙及び選挙期日の告示について

公益社団法人 広島県薬剤師会
会長 豊見雅文

公益社団法人広島県薬剤師会定款第12条第7項及び公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則第20条に基づき、広島県行政薬剤師会選挙区の補欠の代議員選挙を下記のとおり執り行う。

記

1. 選挙期日 : 平成29年5月26日(金)
2. 補欠の代議員選出数 : 広島県行政薬剤師会選挙区1名
3. 補欠の代議員の任期 : 平成30年3月に実施予定の代議員選挙終了の時まで
4. 選挙人 : 告示日における補欠の代議員の選挙区(広島県行政薬剤師会)の正会員
5. 被選挙人 : 告示日における補欠の代議員の選挙区(広島県行政薬剤師会)の正会員であって、立候補締切日(選挙期日の30日前まで:平成29年4月25日(火))において在籍する正会員
6. 立候補の届出 :
 - ①立候補者は、所定の立候補届、経歴書を所属する補欠の代議員の選挙区(広島県行政薬剤師会)の職域薬剤師会に提出する。
 - ②立候補届出書類は広島県薬剤師会ホームページの補欠の代議員選挙サイト(<http://www.hiroyaku.or.jp/index.html>)からダウンロードするか、広島県薬剤師会又は補欠の代議員の選挙区(広島県行政薬剤師会)の職域薬剤師会に請求して作成することとする。
7. 届出期間 :
 - ①立候補者から補欠の代議員の選挙区(広島県行政薬剤師会)の職域薬剤師会への届出期間
告示日～平成29年4月25日(火)(消印有効)
 - ②補欠の代議員の選挙区(広島県行政薬剤師会)の職域薬剤師会から広島県薬剤師会選挙管理委員会(以下、「選挙管理委員会」という。)への届出
平成29年4月30日(日)迄(消印有効)

8. 選挙の方法 :

- ①郵便投票（選挙管理委員会から補欠の代議員の選挙区(広島県行政薬剤師会)の選挙人のみに、直接送付した投票用紙による。）
- ②投票締切日
平成29年5月26日(金)（選挙期日消印有効）
- ③投票は、投票用紙に同封した返信用封筒により、選挙管理委員会へ返送する。

9. 開票 :

平成29年5月29日(月)、選挙管理委員会の指揮監督の下、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。

10. 当選者の決定及び告示 :

開票結果に基づき当選者を決定し、補欠の代議員の選挙区(広島県行政薬剤師会)の職域薬剤師会長及び候補者本人に書面により通知する。同時に、広島県薬剤師会ホームページ及び広島県薬剤師会誌7月号に掲載し、報告する。

(参考)

[公益社団法人広島県薬剤師会定款](#)

[\[PDF ファイル:14 ページ\]](#)

[公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則](#)

[\[PDF ファイル:4 ページ\]](#)

[補欠の代議員 立候補届](#)

[\[WORD ファイル:1 ページ\]](#)

[経歴書（補欠の代議員立候補）](#)

[\[WORD ファイル:1 ページ\]](#)

[補欠の代議員 立候補辞退届](#)

[\[WORD ファイル:1 ページ\]](#)